

国民年金の届け出・手続きを必ず行ってください

国民年金とは、日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方すべてが加入する公的年金制度です。

届け出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。また、不意の事故や病気で障害が残ったり、万一、亡くなられたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがあります。

次のような場合には、市区町村役場への届け出が必要ですが、届け出を必ず行っていただき、大切な年金の権利を守ってください。

20歳になったとき

20歳になり厚生年金や共済組合に加入していない方は、国民年金の第1号被保険者となります。

市区町村役場に「国民年金被保険者資格取得届」を提出してください。

▼問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581  
加古川年金事務所 ☎079 (427) 4743

会社を退職したとき

会社などに勤めていて、厚生年金や共済組合に加入している方は、国民年金第2号被保険者となります。

第2号被保険者の方が60歳になる前に、退職した場合は、国民年金の第1号被保険者へ変更となります。

市区町村役場に「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。

被扶養配偶者ではなくなったとき

厚生年金や共済組合に加入している方(第2号被保険者)の被扶養配偶者の方(20歳以上60歳未満の方に限ります)は、国民年金第3号被保険者となります。

第3号被保険者の方が、扶養されなくなった場合(※)には、第3号被保険者でなくなり、第1号被保険者となります。

市区町村役場に「国民年金

被保険者種別変更届」を提出してください。

※収入が130万円を超えたとき、離婚したとき、第2号被保険者の配偶者が退職されたとき、または老齢厚生年金等を受けられる権利をもっている配偶者の方が65歳になって第2号被保険者でなくなったときに手続きが必要ですが、

保険料免除制度などをご利用ください

平成27年度の国民年金の第1号被保険者の保険料は、月額1万5千590円です。

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときには、免除制度や学生納付特例制度があります。町役場または年金事務所へ申請することにより、保険料の納付が免除や猶予され、保険料の未納を防止できる場合があります。

播磨町職員募集

7月26日に職員採用試験を実施します

▶問合せ 総務グループ ☎079 (435) 0357

採用職種	採用予定人員	受験資格
一般行政職	6人程度	次の条件をすべて満たす人 ① 平成3年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ② 大学院、大学、短期大学、高等専門学校または専門学校(*)を平成27年4月から平成28年3月の間に卒業または修了する見込みの人
土木職	若干名	次の条件をすべて満たす人 ① 平成3年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ② 大学院、大学、短期大学、高等専門学校または専門学校(*)で土木職に必要な課程を修め、平成27年4月から平成28年3月の間に卒業または修了する見込みの人

\*「専門学校」は「就業年限2年以上の専修学校の専門課程」を指します。

- ▶第1次試験日 7月26日(日)
  - ▶申込受付期間 6月8日(月)～19日(金) 8:30～17:00(土・日曜日を除く)
  - ▶試験会場 兵庫大学(加古川市平岡町新在家2301)  
会場には駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください。
- ※詳細は、5月25日(月)から総務グループで配布する募集要項をご覧ください。  
※9月20日にも採用試験を実施する予定です。詳細は、後日お知らせします。

行政広報番組

東播磨ふれあいネット

BAN-BANネットワークス111チャンネル

この番組は、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の2市2町が共同企画する行政広報番組です。行政からの広報や啓発などをお伝えしています。

6月の内容

- 6月1日～(播磨町) 7月発売!播磨町プレミアム商品券2015
- 6月16日～(高砂市) 高砂小学校と高砂中学校では「小中一貫教育」に取り組んでいます。
- ゆうゆうライフ(稲美町)

放送時間

月曜日	9:00～、18:00～
火曜日	13:00～、21:00～
水曜日	9:00～、18:00～
木曜日	13:00～、21:00～
金曜日	9:00～、18:00～
土曜日	13:00～、18:30～
日曜日	9:00～、18:00～

交通事故の状況

	件数	傷者	死者
加古川市	423(+22)	493(+34)	1(-1)
稲美町	64(+21)	67(+16)	4(+4)
播磨町	43(-2)	51(-6)	0(±0)

犯罪発生の状況

種別	件数
自転車盗	5
車上ねらいなど	6
色ねらい	1
万引き	1
器物損壊	10
その他	6
平成27年犯罪累計	88件

おくやみ【4・5月届出分】

氏名(敬称略)	町名	年齢
大柿 和子	(古宮)	87
大西 隆	(南大中)	77
大西 萬亀子	(大中)	79
岡本 豊子	(古宮)	91
島田 ヨシエ	(北本荘)	92

福祉

家族介護用品の給付制度

家庭で高齢者を介護している家族に対して、紙おむつや尿取りパッドなどの介護用品を給付しています。申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

▼対象 常時おむつを必要とし、介護保険法に規定する介護認定において要介護4または5に認定され、町民税非課税世帯に属する在宅の高齢者を介護している家族

▼給付の方法 支給限度額の範囲内で組み合わせた紙おむつや尿取りパッドなどの介護用品を、毎月1回、町が委託

した事業者が各家庭に配達します

▼問合せ 福祉グループ ☎079 (435) 2361

在宅重度障害者医療器材購入助成事業

在宅の重度障がい者の方が褥瘡(床ずれ)の治療・予防のために必要な医療器材を購入される場合に、費用の一部を助成します。

※購入後の助成はできませんので、必ず購入前に申請してください。

▼対象 次の要件を全て満たす方  
・身体障害者手帳1・2級または要介護4・5の認定を受けた方  
・町内に住所があり、在宅で所得税が非課税の方

・下肢または体幹機能に障がいのある方

・知覚、膀胱、直腸障がい、その他運動機能障がい有し、褥瘡(床ずれ)の治療または予防が必要な方

▼医療器材の品目 創傷被服材、保湿剤、湿潤のために必要な紙おむつ、パッド、おむつカバー、その他褥瘡(床ずれ)の治療または予防のために必要な器材

▼助成額 1カ月あたり上限4千円

▼問合せ・申請窓口 福祉グループ ☎079 (435) 2361

8月から介護保険の施設入所時(短期入所含む)の食事代などの取り扱いが変わります

※対象になる方も申請が必要です。

昨年まで、申請時に住民税非課税世帯であることのみが要件で対象となっていました。食事代・居住費などの負担減額の要件が一部変更になり、次の要件が必要になります。

○住民税非課税世帯(別世帯で居住されている配偶者も含めて)であること

○預貯金などが単身者で1千万円以下、配偶者がいる場合は2千万円以下であること

※なお、申請案内は昨年までと同様に住民税非課税世帯の要介護要支援認定者の方に6月下旬に送付しますが、右記の要件に合致した方のみ負担減額の対象となりますのでご注意ください。

例 本人は特別養護老人ホームで居住し、年間年金50万円の収入で住民税非課税、配偶者は家に在宅で住民税課税

平成26年度 減額対象  
食事代 390円 + 居住費(個室) 820円  
= 1,210円(1日あたり)

平成27年度 減額対象外  
食事代 1,380円 + 居住費(個室) 1,970円  
= 3,350円(1日あたり)

▼問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2582

軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の補聴器購入費用などの一部を助成します。

※購入後の助成はできませんので、必ず購入前に申請してください。

▼対象 次の要件を全て満たす児童
・児童の保護者が町内に住所を有すること

・0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること
・両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと

・補聴器の装用により言語の習得など一定の効果があると医師が診断していること
※所得制限があります。

▼助成額
①補聴器購入費
・ポケット型、耳かけ型、耳穴型(レディメイド)、骨導式ポケット型 4万円
・骨導式眼鏡型・耳穴型(オーダーメイド)、FM補聴システム 10万円

播磨町地域自立支援協議会「かけはしCafé」に参加しませんか

自己紹介ファイル「かけはし」は、障がいのある人の特性や成長の課程を伝えるためのものです。このように書けばいいのか、支援者がアドバイスします。また、今回は表紙をデコレーションして楽しめます。まだお持ちでない方は、ぜひこの機会をご利用ください。

参加ご希望の方は、事務局までご連絡ください。
▼日時 ①6月9日(火) 午前10時～11時30分 ②7月12日(日) 午前11時30分～午後1時
▼場所 県立東はりま特別支援学校内 地域連携交流施設

▼持ち物 筆記用具、母子手帳、お子様の成長の記録、手持ちの「かけはし」
▼締切日 ①6月5日(金)②7月8日(水)
※託児のご希望がある方は、開催日の2週間前までに事務局にお問い合わせください。

②耳あてなど交換費
・耳あて(イヤモールド)6千円
・耳穴型シエル(オーダーメイド) 1万8千円

▼問合せ・申請窓口
福祉グループ
☎079(435)2361

播磨町地域自立支援協議会 全体研修会参加者募集 「計画相談の活用方法」

障がいのある方の計画相談が進んできました。今後は計画相談を活用して、「地域での生活を彩るために必要なこととはなにか」皆さんと考える参加型研修会を行います。

ぜひ、ご参加ください。
▼日時 6月26日(金) 午前10時30分～12時15分

▼場所 役場第1舎3階ABC会議室
▼講師 濱口直哉(地域支援センターあいあむ)

▼申込締切 6月19日(金)
※手話通訳または要約筆記を希望される方は6月12日(金)までにお申し込みください。
▼申込み・問合せ 播磨町地域自立支援協議会 事務局
☎079(437)3456
Eメール ziritusen.harima@gmail.com

播磨町高齢者運転免許証自主返納支援補助金

高齢者の運転免許証の自主返納に対して、補助金及び助成金を交付します。

▼対象 播磨町内に住民登録がある満65歳以上の方で、平成27年4月1日以降に免許証を自主返納され、申請日より1年以内に運転経歴証明書の交付を受けた方

※運転経歴証明書とは、返納した免許証の種類や交付日、住所、氏名、生年月日などを表示したカードです
▼補助及び助成の内容
・運転経歴証明書交付手数料 補助金 千円

・播磨ふれあいの家宿泊利用助成券 2千500円分
※補助及び助成は1人1回限りです。
▼申請手続 申請書、請求書、運転経歴証明書の写しを危機管理グループへ提出してください
※申請書及び請求書は危機管理グループに備え付けています

播磨町民生委員児童委員協議会 福祉映画のつどい 「ペコロスの母に会いに行く」

深刻な社会問題として語りながちな介護や認知症。主人公の体験をもとに描かれた認知症の母との何気ない日常が、多くの共感と感動を呼びバストセラーに、そしてここに全く新しい介護喜劇映画が誕生しました。ぜひご家族そろってお越しください。

▼日時 6月27日(土) 午後1時(正午開場)
\*正午から、ゆうあい園のチャリティーバザーがあります!!花や野菜、手作りのバッグなどを用意しています。お早めにお越しください!

▼場所 中央公民館大ホール
▼問合せ 福祉グループ
☎079(435)2362



す(町ホームページからもダウンロードできます)
▼運転免許証自主返納・運転経歴証明書に関する問合せ

兵庫県警察本部交通部運転免許課(明石運転免許試験場内)
☎078(912)1628
明石運転免許更新センター
☎078(912)7061
加古川警察署

▼問合せ 危機管理グループ
☎079(435)0991
戦没者などの遺族に対する特別弔慰金

戦没者の遺族に第10回特別弔慰金が支給されます。
▼対象 平成27年4月1日において、恩給法などに基づく年金受給権者がいない場合で戦没者死亡当時の三親等内親族のうち、最先順位の人

▼支給内容 額面25万円の記名国債(年5万円)
▼請求期限 平成30年4月2日
▼請求窓口 福祉グループ
☎079(435)2362
※請求手続など詳しくは、兵庫県生活支援課までお問い合わせください。
☎078(362)3204

介護保険料の減免制度のお知らせ ▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582

平成27年度の介護保険料は、6月に決定して通知させていただきます。下表のとおり減免制度もありますので、該当される方は申請してください。

Table with 2 columns: 減免対象者 (Reduction Eligible) and 減免額 (Reduction Amount). It lists various categories of people eligible for insurance premium reductions, such as those with property damage, low income, or specific medical conditions.

※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

兵庫県 加古川バイパスの夜間通行止めのお知らせ

▼日時 6月16日(火)～7月31日(金) 午後11時～翌午前5時(予定)
▼区間 加古川ランプ～高砂西ランプ

皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、天候や工事の進捗などにより日程を変更する場合があります。詳しくはホームページをご覧ください。

▼問合せ 兵庫県加古川土木事務所 道路第2課
☎079(421)9624
http://kakobb-ksei.jp/



全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

神戸地方弁護士と兵庫県人権擁護委員連合会では6月22日から6月28日までを全国一斉「子どもの人権110番」強化週間と定めています。「いじめ」や児童虐待など、子どもをめぐる人権問題の解決を目指した相談活動を強化するため、この期間に電話相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は守られます。

▼日時 6月22日(月)～26日(金) 午前8時30分～午後7時 6月27日(土)、28日(日) 午前10時～午後5時
▼電話番号 ☎0120(0)07110(全国共通・無料)
▼相談員 人権擁護委員、法務局職員
▼相談内容 学校における「いじめ」、体罰、児童虐待など子どもをめぐる様々な人権問題

▼問合せ 神戸地方検察庁人権擁護課
☎078(392)1821 (内線346)

上級救命講習会 固定や止血などの応急手当、搬送法、AEDを使用した心肺蘇生法の講習会です。
▶日時 6月28日(日)9:00～17:00 ▶場所 加古川市防災センター ▶定員 先着30人
▶申込み・問合せ 6月12日(金)午前9時から、電話で受け付けます 加古川市防災センター☎079(423)0119